

川口市少年サッカー連盟倫理規定

第1章 総則

第1条 この規定は川口市少年サッカー連盟の倫理に関することを定める。

第2条 本規則を適用する場合は、以下のとおりとする

- 1 川口市少年サッカー連盟倫理確立委員会（川口市少年サッカー連盟会長が招集したメンバー）で調査をし、倫理確立委員会を以て審議決定する
- 2 倫理確立委員会の決定は文書にて当該指導者及び所属団体に直接手渡し、処分を通告する
- 3 通告を受けた本人および登録団体が処分を不服の場合は一週間以内にその旨文章を添えて倫理確立委員会に申し立てをすることができる
- 4 倫理確立委員会による再審議後は、この決定を最終とし、後は受け付けない

第2章 違反行為

第3条 違反行為について以下に定める

- 1 登録に虚偽の申請をしたとき
- 2 その他規定に反したとき
- 3 また、合法的であっても青少年の健全育成に反すると倫理確立委員会が認めたとき

第3章 体罰の禁止

第4条 指導者等による体罰や暴力は固く禁じる。成長過程の子供の体力的及び精神的限界を超えた苦痛または屈辱などを与えた場合、または、倫理確立委員会が認めた場合もこれを体罰行為とみなす。

第4章 飲酒行為の禁止

第5条 練習・練習試合・対外試合・公式大会など子供と共の活動中の指導者の飲酒行為を禁止する。

第5章 処分・罰則の適用

第6条 処分・罰則の適用については倫理確立委員会においてこれを審議し、当委員会にて決定する。その際、各団へ顛末報告書を課すものとする。処罰・罰則の内容は以下のとおりとする。

- 1 団の登録抹消及び登録の拒否
- 2 指導者の登録抹消及び登録の拒否
- 3 団の（一定期間）活動停止
- 4 指導者の（一定期間）活動停止
- 5 その他、倫理確立委員会において決定したこと

第6章 処分の公開・公表

第7条 倫理確立委員会で決定した事については、全ての登録団体にもその内容を知らせ、また意見を求めることができる。年度の総会においても報告をする。（事例として、個人名及び団体名は控える）

附則 この規則は2015年11月7日から施行する。